

## 科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会 マスタープラン 2017 FAQ

**Q1.** これまでのマスタープランは継続していると考えてよろしいでしょうか。マスタープラン 2014 に採択されている計画についても、改めて応募する必要があるのでしょうか。

**A1.** これまでのマスタープランに採択されたという事実は残りますが、マスタープラン 2017 については改めて公募を行います。マスタープラン 2014 に掲載の計画についても、改めてご応募ください。ご応募いただけなかった場合は、マスタープラン 2014 に掲載の計画であっても、自動的にマスタープラン 2017 の学術大型研究計画の候補から外れることとなります。

**Q2.** 「区分Ⅱ」の”現在実施中・進行中“とは、国などの予算が措置されて実施しているという意味でしょうか。マスタープラン 2014 に掲載された計画で、計画の一部分が認められて必要経費の支援を受けている場合は、「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」のどちらに応募すれば良いのでしょうか。

**A2.** ”現在実施中・進行中”は、現在、府省庁等において予算が措置されて実施しているという意味になります。マスタープラン 2014 に掲載され、計画全体に対して予算措置が見込まれるものは、「区分Ⅱ」での応募を想定しています。予算が一部しか措置されておらず、今後さらに全体計画についての予算の要求が必要な場合には、「区分Ⅰ」での応募が可能です。

なお、「区分Ⅱ」の場合は、重点大型研究計画の選定の対象にはなりません。

**Q3.** マスタープラン 2014 に掲載されておりませんが、現在、国(文部科学省や経済産業省等)から計画全体への予算の支援を受けて大型施設計画・大規模研究計画に相当する事業を進めています。この場合、マスタープラン 2017 との関係はどのようになるのでしょうか。また、マスタープラン 2017 に応募する際はどのようにすれば良いのでしょうか。

**A3.** マスタープランは、我が国の大型施設計画・大規模研究計画のあり方について指針を与えるもので、特定の府省庁の予算制度を見据えたものではありません。また、マスタープラン 2014 に掲載されておらず、既に計画全体に予算の措置がされている計画の応募は想定しておりませんでした。が、「区分Ⅰ」に応募することを妨げるものではありません。

**Q4.** マスタープラン 2014 において、学術大型研究計画に採択されております。今回もそれを継続発展した計画に応募する場合、名称や内容をどの程度変えて良いのでしょうか。もちろん発展的に改良することによって、趣旨は変わりません。

**A4.** 応募フォームには、マスタープラン 2014 に掲載の際の計画番号やタイトルを記載する欄がございますので、そちらにマスタープラン 2014 に掲載時の番号やタイトルをご記載ください。そうであれば、名称や内容が変更されていてもかまいません。また、マスタープラン 2014 からの更新点についても記載する欄がございますので、ご記入ください。

**Q5.** 公募要領に「※マスタープラン 2014 の区分Ⅱに掲載された計画で、マスタープラン 2017 に区分Ⅱとしての掲載を希望する場合も、再度ご応募ください。」という記述がありますが、希望する場合としない場合では、掲載のされ方が異なるということでしょうか。希望する場合、しない場合どうなるかというのを具体的に教えていただけますでしょうか。

**A5.** マスタープラン 2017 はマスタープラン 2014 の改定という位置付けですが、計画については改めて公募を行うこととしております。ご指摘の注意書き部分については、引き続き区分Ⅱに掲載を希望される場合は、今回の公募期間中に、区分Ⅱとしてご応募ください、という意味になります。掲載を希望されない場合には、今回の公募に応募いただかなければ、自動的に掲載されなくなります。

**Q6.** 公募要領の「4. 提案」には「(i) 研究・教育機関の長または部局長等」からの提案は最大3件との記載になっています。大学の場合は、全体で3件でしょうか。学長以外にもいくつか部局の長がおりますが、それぞれの長ごとに3件の提案が可能なのでしょうか。

**A6.** 機関長や各部局長など、それぞれの長ごとに3件の提案が可能です。

**Q7.** 公募要領の「4. 提案」について、(i) 研究・教育機関の長または部局長等及び(iii) 学協会長等の場合は、区分Ⅰと区分Ⅱについては、それぞれ3件の提案が可能でしょうか。

**A7.** 学術大型研究計画の提案として3件であるため、区分Ⅰと区分Ⅱとで併せて3件です。

**Q8.** 当法人には、病院、A研究所、B研究所の3つの組織があります。それぞれの組織に病院長・所長がおり、その上に全体のトップである理事長がいる構成となっております。この場合、応募できる提案者の資格は、病院長・研究所長と理事長にあると解して良いのでしょうか。

**A8.** 公募要領の「4. 提案」にある、「(i) 研究・教育機関の長または部局長等」については、

①「研究・教育機関の長」は、大学の場合は学長、法人の場合は理事長を、

②「部局長等」は、学長・理事長に直属の組織の長(例えば学部、研究所の長等)

を想定しております。

上記のような場合は、理事長のほか、法人の部局長に該当する病院長・研究所長も提案することができます。

**Q9.** マスタープラン 2014 に掲載されている研究計画を、今回も応募する場合、提案者がマスタープラン 2014 の時と変わっていても差し支えないでしょうか。例えば、前は学協会からの提案で、今回は、大学部局長からの提案等の変更です。

**A9.** マスタープラン 2014 からの継続の計画で、提案者を変更される場合は、マスタープラン 2014 からの更新点について記載する欄に、提案者が変わった経緯(前回の提案者との間の引継ぎについての合意状況等)についてもご記入ください。場合によっては審査の過程で、前回の提案者の確認も含め、経緯等をご確認させていただく可能性があります。

**Q10.** 応募フォームで選択することになっている「学術研究領域」に適切なものはありません。どうすればよいでしょうか。

**A10.** 「学術研究領域」は、日本学術会議に置かれている 30 の分野別委員会が、それぞれ学術分野のビジョン・体系を見据えて定めたものです。対応する学術研究領域がどうしても見当たらない場合は、コード欄を「●-0(ゼロ)(●は分野別委員会 No.)」として入力してください。

**Q11.** 応募フォームの「区分 I」の項目 17、「なお、本計画に関連して過去に予算化された大型計画があれば、その情報も含めてください」について、この「予算化」は文部科学省の作成するロードマップに限定されるのでしょうか。

**A11.** 「予算化」は文部科学省のロードマップに限定されず、府省庁等から予算が措置されている場合はすべて含まれます。

**Q12.** 日本学術会議が策定するマスタープランと、文部科学省が策定する大型研究のロードマップの関係について質問します。マスタープランに応募する際に、ロードマップをどれくらい見据えた計画とするべきなのでしょうか。

**A12.** マスタープラン策定は日本学術会議が独自におこなうものであり、日本学術会議はロードマップの策定に直接は関与しておりません。

しかしながら、ロードマップ 2014 の策定の際には、マスタープラン 2014 が「ベース」とされており、具体的には、「マスタープラン 2014 のうち重点大型研究計画に位置づけられた27研究計画を対象に、ヒアリング及び審議」が実施されております。

なお、次期ロードマップの策定方法につきましては、今後、文部科学省の審議会(科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会)において、詳細の検討が進められる予定です。

文部科学省の審議会における検討状況については、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/021/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/021/)

をご覧ください。

**Q13.** 本件は、科学研究費補助金等の競争的資金とは違い、個人として応募し、研究費を獲得する者とは性質が異なるのでしょうか。あくまで、マスタープランで策定する大型研究について提案することであり、研究費を獲得して提案した大型研究を実際に実施するかどうかについては別の話になるのでしょうか。

**A13.** 本件はあくまでもマスタープランで策定する大型施設計画及び大規模研究計画の公募であり、研究費の公募とは異なります。計画がマスタープランに掲載されたとしても、予算の措置がされるということではありません。

**Q14.** 応募した後で、内容を修正することは可能ですか。

**A14.** 今回使用している内閣府のシステムでは、応募いただいた内容を後から修正することはできません。十分に吟味、推敲した上で投稿してください。なお、どうしても修正する必要がある場合には、再度、応募フォームに必要事項をすべて記載のうえ投稿し直してください。その際、「5: 計画タイトル(日本語)」は、必ず、「元の計画名(Ver.●)」としてください。

**Q15.** 応募フォームに投稿した内容を返送してもらえないでしょうか。

**A15.** 今回のシステムでは応募フォームに送信頂いた内容をお知らせする仕組みがありません。必ず、入力画面の「入力内容をパソコンに保存する」によりテキストデータを保存もしくは印刷するか、【内容確認画面】において、ブラウザの印刷機能を使用して画面を印刷し、お手元に保存してください。

**Q16.** 公募要領の“学協会”とはどのような団体でしょうか。

**A16.** 学協会とは、日本学術会議が指定する「協力学術研究団体」又はそれに相当する団体のことです。それに相当するという意味は、要件としては「協力学術研究団体」を満たしているものの、まだ、日本学術会議に「協力学術研究団体」の申請をしていない団体のことです。「協力学術研究団体」要件につきましては、「日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続」の「2 協力学術研究団体として必要な要件の細目」を参照してください。

※日本学術会議協力学術研究団体の指定に係る必要な要件及び手続

<http://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/pdf/kisoku.pdf>

**Q17.** 公募要領の「4. 提案」には「(i) 研究・教育機関の長または部局長等」と記載されていますが、この「等」は何が想定されていますか。センター長など呼び名が色々あるからでしょうか。

**A17.** 大学や研究機関によって呼び名が異なる場合もありますが、大学の部局長相当の長を想定しております。

**Q18.** 応募フォームに入力しようとしたのですが、提案者が1名しか記載できません。同程度に関わる共同提案者がいる場合は、どのように記載したらよいでしょうか。

**A18.** 利益相反の観点からも提案者が明白になるよう、提案者は1名とさせていただいております。どちらか代表の方のお名前を記載してください。

**Q19.** 公募要領の「4. 提案」には、「(ii) 日本学術会議会員、連携会員」と記載されておりますが、“特任連携会員”は提案者になれるでしょうか。

**A19.** 特任連携会員は、提案者になることはできません。

**Q20.** 公募期間は 2016 年2月8日(月)～ 2016 年3月 31 日(木)と記載されておりますが、31 日の何時まで受け付けていますか。

**A20.** 3月 31 日(木)23:59 まで受け付けております。4月1日(金)00:00 になった時点でシステムが自動的に終了いたします。

**Q21.** 「総経費」、「所要経費」及び「年次計画」に記載する経費及び計画については、特定の期間の経費及び計画、例えば 10 年間あるいは 15 年間など決められているのでしょうか。

**A21.** 特に期間の定めはありません。具体的に計画されている年数全体についてご記載ください。